

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長瀬尻玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	本庄市児玉町小平字上間瀬二〇二 八番一〇地先から同市児玉町小平 字上間瀬二〇二八番一二地先まで	区 間
一五・一七 三三・四四	一五・一七 一六・〇三	敷地の幅員(メートル)
	一一一・三三	延 長(メートル)
	落石防護柵設置工事	備 考